

海外の運用組織の状況

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
運用組織	米連邦政府財務省	CPPIB	—	FRR	—	AP1～AP4,AP6
運用組織の概要	○ 資金は、ソーシャル・セキュリティ信託基金で管理され、財務省公債局で運用されている。 ○ 6名の理事からなる信託基金理事会が設置され、財務長官が執行理事となっている。	○ CPPIBは、報酬比例部分であるCPPの積立金の運用を目的としている。 ○ CPPIB法に基づく、政府本体とは独立の連邦公社であり、専門性の高い理事12名からなる理事会が統治主体となっている。	○ 1992年社会保障管理法に基づき、国家債務削減委員(CRND)が準備金の投資に関する責任を負う。 ○ CRNDは、財務省の指図及び歳入税関庁との取り決めに沿って、準備金を投資する権限を与えられている。	○ FRRは、社会保障法に基づく公有・公設の機関であり、20名の理事からなる監督理事会が統治主体となっている。 ○ 監督理事会は、立法府、労働組合、雇用主、行政府、有識者の核グループの代表者から構成される。	○ ドイツ連邦年金保険機関が持続可能性積立金を管理し、管理の細則は拡大理事会が決定している。 ○ 拡大理事会は、ドイツ連邦年金保険機関の代表と2名の副代表及び地域年金保険機構等の代表5名から構成される。	○ AP基金は、所得比例年金の賦課方式部分のバッファーとしての積立金を運用する組織であり、国家年金保険基金法に基づく政府機関である。 ○ 各APとも、政府が任命する9名の理事からなる理事会が統治主体となっている。
運用目標または運用方法	○ 財務省が発行し、ソーシャル・セキュリティ信託基金のみが購入できる非市場性の特別債券にすべて投資されている。	○ カナダ金融機関監督庁が年金財政の検証時に用いた想定運用利回り 実質4.0%	○ 準備金は、債権管理勘定(DMA)に預けられ、国民融資基金(NLF)への預託や金融市場で運用されている。 ○ 年金財政上は実質2%の運用利回りが設定されているが、CRNDに具体的な運用目標は設定されていない。	○ 外部から課せられる定量的な運用目標は存在しない。 ○ 内部的に目標を設定しており、トータルポートフォリオのリターン目標を名目6.0%としている。	○ 資産の約8割を現預金、定期性預金で運用している。	○ AP基金に対し、政府を含めた外部からの運用目標の提示は行われていない。 ○ 各APは、AP基金法に基づき適切と考える運用目標を自ら設定している。 【AP3の例】 ○ 目標リターンを実質4% (名目5.9%)と設定している。
資産構成割合	—	株式 53.5% 確定利付き資産 30.1% インフレ対応資産 16.4% (2011年3月末)	—	株式 29.3% 債券 39.0% 譲渡可能債券商品 8.3% 投資信託 13.9% プライベートエクイティ 1.1% 短期資産 8.7% その他 -0.2% (2010年12月末)	約8割が現預金、定期性預金	【AP3の例】 株式 49.1% 債券 36.2% オルタナティブ 14.7% (2011年12月末)
資産残高	約223兆円 (2011年9月末)	約12.3兆円 (2011年3月末)	約5.5兆円 (2011年3月末)	約4.0兆円 (2010年12月末)	約2.6兆円 (2011年12月末)	【AP3の例】 約2.6兆円 (2011年12月末)
運用実績	2010年 — 2011年 —	14.9% ※ 11.9%	— —	4.2% —	— —	(名目) 9.0% (実質) 6.5% (名目) -2.5% (実質) -4.4%

※ CPPIBでは2010年4月～3月の実績を2011年分として報告している。

(注) 為替換算は2012年3月9日のスポットレートを使用している。